

令和6年第6回大町町議会（定例会）会議録（第2号）							
招 集 年 月 日	令和6年12月9日						
招 集 の 場 所	大 町 町 議 事 堂						
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和6年12月11日	午前9時32分	議 長	諸 石 重 信		
	延 会	令和6年12月11日	午前11時27分	議 長	諸 石 重 信		
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	議 席 番 号	氏 名	出席等の別	
	1	諸 石 重 信	○	5	山 下 淳 也	○	
	2	三 根 和 之	○	6	早 田 康 成	○	
	3	北 沢 聡	○	7	三 谷 英 史	○	
	4	江 口 正 勝	○	8	藤 瀬 都 子	○	
会議録署名議員	6 番	早 田 康 成		7 番	三 谷 英 史		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事 務 局 長	坂 井 清 英		書 記	高 田 匡 樹		
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	水 川 一 哉		副 町 長	川 原 恵		
	会 計 管 理 者	井 上 精 一		教 育 長	尾 崎 達 也		
	総 務 課 長	井 原 正 博		総 務 課 参 事	亀 川 修		
	企画政策課長	藤 瀬 善 徳		町 民 課 長	宮 崎 貴 浩		
	町 民 課 参 事	副 島 徳 二 郎		子 育 て ・ 健 康 課 長	前 山 正 生		
	福 祉 課 長	釘 本 あ ゆ み		農 林 建 設 課 長	吉 村 秀 彦		
	教育委員会事務局長	井 手 勝 也					
議 事 日 程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

議 事 日 程 表

▽令和6年12月11日

日程第1 一般質問

- | | |
|---------------------------|----------|
| 1. 複合施設の建設予定地の課題について | (三谷英史議員) |
| 2. 地域おこし協力隊について | (山下淳也議員) |
| 3. 道路陥没事故に伴う町内の道路の安全性について | (北沢 聡議員) |
| 4. 大町ひじり学園武道場における施設整備について | (三根和之議員) |
-

午前9時32分 開議

○議長（諸石重信君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和6年第6回大町町議会定例会2日目は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 一般質問

○議長（諸石重信君）

日程第1. これより一般質問を行います。

一般質問は、通告書により順次質問を許可いたします。7番三谷議員。

○7番（三谷英史君）

7番三谷でございます。本日の質問は、複合施設の建設予定地の課題についてという質問でございます。

この件に関しましては、これまでも2度にわたり一般質問を行ってまいりました。前回もお話ししたとおり、私としては、施設建設そのものについては賛成をしております。しかし、建設予定地については、予定地区の磯路町の住民の方から不安の声、あるいは町への要望などの様々な意見が出されているようでございますので、引き続き、今回もこの問題について質問をいたします。

そもそも磯路町の住民からすれば、現在住んでいる住民を立ち退きまでさせて、なぜこの土地に複合施設をつくらなければならないのかという素朴な疑問を持たれております。港町のスポーツセンター跡地や町公民館に隣接して建てれば何の問題もないものを、この浸水被害の心配のある土地を住民の立ち退きまでさせて、さらに、周辺の店舗まで買収をして、多額の買収費用を投じてまでも、あえてこの地域にこの施設をつくるその必然性に関して、全く理解ができないということでございます。

当初の町の説明では、反対があれば、この地に施設建設はしない方針であったものが、住民が全く知らないうちに、土地の売却を承諾した人のところでは個々に買収に向けての話が進められていた、このことを後になって知ったということです。反対する住民からすれば、住民は蚊帳の外に置かれた状態であった、そのように感じておられるそうです。

その後、住民が知らないうちに建設委員会が発足しており、そこで建設に向けての協議が進められていました。この件に関しては、建設予定地の住民がこの委員会に1人として委員として参加していないのはおかしいのではないかとということで町に申立てをした。そして、今になって、やっと区長が委員として参加できるようになったということでございます。

先日、複合施設の基本構想案が提示されましたが、このことに関しても、対象地区の方からすれば、自分たちが全く知らないうちにこのような計画が進められていたことに関して、驚きの声と町への不信の声が上がったということです。これを受けまして、地区の総意の下に町に対して意見書が提出されたとのことです。その内容は、夜間の施設からの騒音対策をはじめ、駐車場の問題、水害の問題、緊急車両が通行可能な生活道路の確保、空き家対策、日照問題など、6項目にわたり要望されているようです。

また、11月に入り、町の担当課による説明のために地区の臨時総会が開催をされ、その席上、地区の住民の方からは、水害問題に対する強い懸念の声が上がったというふうに聞いております。

そこで、町の当初の計画では磯路町全体を対象地区とされていたものが、現在の町の方針では、建設予定地として利用可能な一団の土地についてのみ買収をするというふうな考えに変遷をしているということです。そうすれば、対象外とされた住民の方からすれば、自分たちの声は無視され、これから浸水災害のリスクだけを負うといった、自分たちの犠牲の上に施設建設が強引に進められているというふうに思われております。このようなことから、幾ら自分たちが反対しても強引に施設建設を進めるのであれば、もう土地を手放してここを出

ていくので、その買取りを希望する声も出ているとのことでございます。

このような声が出てきたというその背景も十分考慮して、町としては、この地に施設を建設するのであれば、このような声にも真摯に向き合い、可能な限り、住民の意向に沿うような対処が求められているというふうに考えますが、町長の見解を求めます。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

三谷議員の御質問にお答えをしたいと思います。

6月議会、9月議会に続いての御質問ですけれども、基本的には、これまでの2回で説明をしてきましたので、変遷と言われますけれども、事情はお分かりだと思います。

先ほど三谷議員が言われた意見については、これまでの議会の質問と同じで、その都度説明をしてきたことであります。

今回の趣旨、要旨としては、建設予定地の住民から不安の声や要望が寄せられているが、これらに対する町の対応についてという御質問です。

まず、提出された意見書、そして、その内容について確認をされての御質問かお聞きをしたいというふうに思います。議長、よろしいでしょうか。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

意見書は読ませていただきました。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

意見書は確認をしているということで、内容は把握しているということでよろしいということですね——分かりました。

私としては、個別の要望書、要望の内容を議会の場であからさまに公表するということは避けなければならないと思いますが、三谷議員が発言されましたとおり、磯路町住民の声としては、本年10月7日に意見書という形で提出されております。その後、地元説明会を開いて職員が出席をして生の声を伺っております。もちろん、真摯に受け止めておりますし、丁

寧な説明をしながら、課題の解決を図っていきたいと考えております。

これまでの三谷議員の質問、先ほどもありましたけれども、再三お答えをしてきたところでございますが、この複合施設建設の件に関しては、議員の言動にはなかなか私が理解できないことがところどころにあります。正確に町民の皆さんに実情が伝わるのか、実は不安を感じておりますので、ここでしっかり申し上げておきたいと思います。

実際、議員は今、複合施設の建設について、建設は反対しないけれども、場所については云々とも言われました。ここで今までも何回も言われましたけれども、このような場所で伝えるだけでは、私が何度説明をしても、何を答えても、そもそも議論にならないと違和感を持っています。

前回の9月議会では、町民や各団体代表、県や町職員、そして、議員代表などで構成する建設検討委員会を立ち上げ、協議していることに対し、町長が責任を放棄し、責任転嫁に受け取れると発言をされました。私には責任を放棄した覚えはありませんので、何の責任を放棄し、誰に責任を転嫁したのかと逆に質問をさせていただきましたが、答えはいただいております。議場の場で根拠も示さず無礼な提起をされた割には、ないがしろにされたままです。

また、町報11月号では、大町町議会の名で編集された議会だより一般質問の欄には、三谷議員のこの件に関連した質問に対し、私が答弁したこととは真逆の表現で掲載をされてしまいました。反対はなかったと言ったにもかかわらず、強い反対があったと記載されています。公の町報を使って、無責任にも町長答弁をゆがめて発信するようなことはあってはならず、私としても町民の皆さんに不本意な内容が伝わったと動揺しています。これは取り返しのつかないことです。

議会での発言は大変重いということを私は肝に銘じながら発言をしています。議員の皆さんもそうであると思います。

町報、議会だよりの編集は大町町議会となっていますので、議長には口頭で抗議をしていますが、議会での対応は話し合いすらされておらず、編集委員も責任者もないというありさまです。町民の皆さんへの大町町議会の情報提供の在り方として、不正確で不適切、非常に残念に思っています。公費で発行している町報の信用にも関わりますので、今後は、大町町議会の最高機関である基本条例にもありますように、それぞれの議員活動については、それぞれの責任において自ら町民の皆さんへ情報提供をしていただき、事実に基づく責任ある説

明を果たしてください。町の広報紙や公の予算を使って町民の皆さんに真実を曲げての情報提供はあり得ませんので、御了承をいただきます。このことについては、町民の皆さんにもお知らせする必要があると思っています。

さて、先ほどの議員の具体的な質問について、誤解を招かないように2点について弁明させていただきます。

まず1点目、建設予定地として利用可能な一団の土地について買収するとの考えに変遷している。対象外の方からすれば、自分たちの声は無視され、浸水リスクを負うといった自分たちの犠牲の上に、建設を強引に進めているように思われていると議員の発言がありました。6月議会でも9月議会でも繰り返し答弁してきたことですが、耐用年限が迫る町民の皆さんの文化交流、コミュニティー施設である公民館の建て替えも視野に入れながら、対象地区の御理解を得るため、令和元年水害の対応がある程度落ち着いた令和2年7月から地元説明会を4回、アンケート調査を2回重ね、議会にも報告をしながら、複合施設としての用地交渉を進めてきました。対象エリアについては、これまで地元説明会の折にもお示ししてきました。

個人の大切な財産の買収に係る非常にデリケートな話であることから、町長として、公正・公平性を保つため、駆け引きや強制収用はしないことを事前にお約束した上で、アンケートも含め率直な御意見、御意向を皆さんにお聞きしてきました。賛成の方もいらっしゃいますし、迷惑だ、強制するのか、移転は絶対にしないなどの御意見もありました。

三谷議員を含め、議員の皆さんにはこれまでも何度も説明をしてきましたので、御承知のはずです。当該エリアの方々には、強制収用はしない、駆け引きはしないとお約束してきたことですので、移転しないなど、お譲りいただけない方の意向を十分に尊重した上で、飛び地でぽつんぽつんと入り乱れての買収は当然できないことから、連なって連担する用地確保が可能な範囲でエリアを決めるという苦渋の決断をさせていただきました。これについては議会にも説明をしたところです。地元説明会でも図面を提示し、お話ししてきました。それに対しても反対はなく、かつ対象となられた方々の同意は得た上で、建設検討委員会でも承認をいただいたことです。

したがって、大切な個人の財産ですので、お約束どおり強制ではなく、全対象地区の皆さんそれぞれの意向を尊重し、俯瞰的に勘案した結果、利用可能なエリアが狭くなりましたが、公民館の建て替えは断念するということで基本構想を策定したところです。

次に、2点目です。

強引に進めるのであればここを出ていく、買取りを要望するということですが、何よりこのような議会の場で個人的な利害の絡む要望を公表し、質問したり、言論することはいかなものかと思っています。

先ほども申し上げましたとおり、強制はしない、駆け引きはしないとお約束してきたことです。無理に強制することはできません。今後も地区説明会を通して丁寧な説明をしていかなければならないと思っておりますが、まずは質問を繰り返されている三谷議員御自身に御理解をいただきたいと心から願います。

一般質問での個々の要望に対して質問を許可されていますけれども、今回、地区の要望に入っていない個人的な要望を議会で取り上げ、言論することに対し、地方自治法的にも疑義があります。個別の要望を絡めて所見を求められても答弁のしようがありません。

いずれにしても、地区から町に提出された意見書につきましては、これから基本計画を策定する上で協議させていただき、丁寧に説明をしながら不安を払拭、課題解決に向けて力を尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

町長からも御質問をいただきましたので、ちょっと私のほうも回答をさせていただきます。

まず、町長が1点目に言われた、町長としての責任放棄云々ですけれども、9月議会の人に私が申し上げた質問ですけれども、今、建設予定地となっているところが、住民の方は浸水被害が——もともとあそこは水がつかる場所なんですよ。そして、あの施設をつくられたら、当然、施設建設に当たって土地のかさ上げもされると、そしたら、水は自然と自分たちのところに流れてくる、浸水対策を万全にやっていただきたいという声が上がったんですよ。

浸水対策についてどのように考えていらっしゃいますかという質問に対して、そのことに関しては、建設委員会でもっていろいろ目的とか目標も兼ねて検討をされる云々だったもので、建設委員会でもって防水対策、そういうことも請け負ってやられるのか。そして、土地の候補地選定に当たっての権限も建設委員会が持っているのかという素朴な疑問があったわけですから、それは当然、町執行部として責任を持ってやられるべきことじゃないか

ということを申し上げたんです。

一つ一ついきましょうか。そういうことです。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

かさ上げすると誰が言われたんですかね。誰が決められたんですかね。かさ上げするか、しないか、建設検討委員会で協議をせんと、問題を提起せんと分からんでしょう。問題があるならしないような考え方、そこには専門家もいらっしゃいますよ。県からもいらっしゃいますよ、議員の代表もいらっしゃいますよ。その中で協議して、何が私の責任転嫁になるんでしょうか。計画じゃなくて、まだ構想の段階なんです。計画までの間にそういう問題を提起して皆さんで協議していただいて、それじゃ、こうしよう、それはこういう方法がありますよ——専門家の意見を聞いていいでしょう。なぜ私が1人で考えて、ここで議員の質問に答えんといかんとでしようか。私は皆さんの意見を聞いていいと思っていますので、建設検討委員会に諮る、お聞きする、皆さんで考えましょうという形で進めているということです、何もかさ上げするのをそのまましておきますよと言っていないよ、かさ上げするとも言っていない。いろんな方法があると思います。そういうところをちゃんと聞いてから質問をしてください。

だから、議員にまず理解をしていただきたいと言っているんですよ。それで、議員がいろいろ言われる。それは地元とも話をしていますので、その辺のところはよろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

ちょっとこの件であまりにもちょっと突っ込んではいませんが、じゃ、その構造設計とか、建設予定地の選定とか、それも全て建設委員会の守備範囲に入ることですか。それだけちょっと。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

建設検討委員会は諮問機関と思ってください。決定機関じゃありません。そういう中で協議をして、最終的には計画ができてくるということになりますので、私もそういう方々の御意見はしっかり聞いて進めていきたいというふうに思っております。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

私もそのとおりだと思うんですよ。建設検討委員会は諮問機関です。その辺の周辺関係の条件設定を全て執行部が提示して、提示したものをいろいろ諮問する機関ですよ。だから、いわゆる前提段階とかなんとか、いわゆる構造設計であるとか、そこまでのあれは守備範囲として持っていないということだと私は理解しております。そういう構造設計とかなんとか、そういうのも全部諮問するわけですか。ちょっともう一回聞きます。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今はまだ構想なんですよ。具体的に何も出していないじゃないですか。構想段階ですので、そういう水害対策なり、地元の御心配されていることに対して対応できるかというのは今から考えていくということなんです。だから、建設検討委員会が何か考えて私に提案するのではなく、私のほうからある程度進めていく中でいろいろな提案をしていきます。その中で御意見を聞きますよということを言っています。

だから、具体的に言えば、水害対策について建設検討委員会には一言もまだ聞いておりませんし、また、それは基本設計段階で、その以前にお話をせんといかんかなというふうに思いますので、そのときはまた知恵をお貸しいただきたいというふうに思っています。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

分かりました。

2点目に行きますけれども、議会だよりの件ですけれども、先日、議長のほうからお話がありました。今るる言われましたけれども、議長からは、何かちょっと表現ば、町長が言うたとおりに書いてくれと言われて、いいですよと、それでもう終わったんですよ。

議会だよりを我々が編集するとき、字数があるわけです。それで、要約したのを出したんですよ。そいぎ、その内容がねじ曲げている云々と言われましたけど、どこがどういうふうに——僕は要約して——それに議長も何か言うたとおりに書いてくれということやけど、言うたとおりに今から書きますけど、ただ、字数は物すごく多くなりますよ。我々のあれまですれば莫大な量になりますから、要約をしようという形で要約しました。

そしたら、執行部答弁に対して、我々の要約、何か勘違いがあったかも分からんですけど、その辺、町長の意向に沿わんようなあれがあったかも分からないですけど、そしたら、今から執行部は町長答弁でも書けばいいじゃないですかというふうにもちょっと思いました、それを含めて。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

今認められましたよね、変えた。（発言する者あり）

議長いいんですか、この時間にこういう……

○議長（諸石重信君）

町長もおっしゃられたので、ちょっとはっきりとですね。

○町長（水川一哉君）

ここだけ言います。私が言っているのは、「磯路町建設予定地については、賛成の方や強く反対する方双方いらっしゃいました。」と私の答弁はなっているんです。私はさっき言ったじゃないですか、「反対はなかった」というのを「強い反対があった」、言葉では、反対はなかったと私は言っていますよね。反対はなかったと言っています。その中で——ちょっと時間をいただいていいですか。

○議長（諸石重信君）

どうぞ。水川町長。

○町長（水川一哉君）

すみません、先ほど言ったのをしっかり言っとかんといかんかなと思いますので。

私が言ったのは、強制をするのか、絶対に出ていかない、そういう意見はありました、意向はありましたと言っているんですよ。それは確認してください。それが「強い反対があった」と書いてあるんですよ。私は強い反対があったと今も言いませんでしたよ。反対はな

かったとしか言っていないですよ。ここには強い反対があったと書いてあるんですよ。三谷議員が書かれたんですよ。（発言する者あり）そうでしょう。そしたら、私が言ったことをしっかり確認してください。（発言する者あり）いやいや、中身を変えないでくださいと言っているんですよ。（「変えていないじゃないですか。どこが変わったのかももう一回言ってください、そしたら」と呼ぶ者あり）

これにはですね……（「議長も読んでいますよ」と呼ぶ者あり）分かっていますよ。（発言する者あり）議長が言ったことじゃないんですよ、私が言ったことですよ。私がどうかですよ。皆さんいろいろあるんでしょう。ここには「磯路町建設予定地については、賛成の方や強く反対する方双方いらっしゃいました。」と、私がこういうふうに言ったと三谷議員が書いているんですよ。私は言っていないと言っているんですよ。終わってからでもいいですから、私が言ったところを出してください、根拠を。（「要約をしたと言っている」と呼ぶ者あり）根拠を出してください。（「要約をしたのに何を根拠に出すんですか」と呼ぶ者あり）ここに反対があったと私が言っているじゃないですか。言っていないと言っているじゃないですか。これは全然違うことですよ、反対があった、ないは。それを要約と言われても。

それともう一つ、これは議会だよりなんですよ。町が出すんじゃないんですよ。議会だよりを皆さん出してくださいよ、町報じゃなくて。これは私が課長のときに町報にしたんですよ、議会から頼まれて私が町報に。じゃ、私のあれで載せますのと言って載せたんですよ。載せればいいじゃないですかじゃないですよ。そういう議員の役割というのはしっかり考えていただきたいというふうに思います。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

今の議会だよりの件ですけれども、私の一存で議会だよりを議会のほうから出しますとか何とか言えませんので、議長を中心に、議会でもた検討がされると思います。町長の意向に沿うような形でやりたいと思います。

それと、一団の土地、土地を手放してくれ云々が個人的な云々ということをちょっと言われましたけれども、先ほどこっと質問の中に入れましたけれども、11月に入って説明会が開催をされましたけれども、その説明会の状況、町からは課長を含め2名が出席して説明されたということですけれども、その町の状況、そして、どういうことが町民のほうから声が

上がったのか、それをお願いいたします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

三谷議員の御質問にお答えいたします。

11月10日の日に磯路町地区のほうに企画政策課のほうから出向きまして、住民の皆様に説明をしております。

当日は13名の方が参加されておりました、大まかな内容といたしましては、議員御指摘のとおり、水害に関する懸念等々がございました。その中で、個人的な思い、そういうこともございましたが、そこを含めて、いろんな話をお伺いはしておるところです。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

今、課長の答弁があったとおり、水害対策について、やっぱり懸念の声が大分上がったということで、そして、その中で、ある人が、どがんしてでんつくるぎんた、もう出ていかんばしょんなかたいという声が上がったということです。もしこれをつくって、結局あそこがつかって、浸水被害があったときに、町としてその責任を取ってくれるのかという質問も出たそうです。そこまでの責任は負えないという町からの説明があったそうです。そいぎ、もう出ていかんばしょんなかやんねと。個々人が言いますから、それは個人の声かも知れませんけれども、公の席上でそういう発言があったということです。（発言する者あり）

一個人の意見を受けて言いよるわけじゃないわけです。そういう席上で、説明会の席上、何か13人と少ないように見えますけど、出席せんといかん人はほぼ来ていたという説明。結局、人数が少ないですからね。50人も100人もおっての13人じゃなくて、ほぼ全員が出席される、いわゆる町の臨時総会の席上でそういう話が出たということです。

それで、その思いというのは、今回、こういう計画がなかったならば、これからもずっと平穩にこの土地に住んでおられたと、そういうふうに考えていたと。しかし、この計画が持ち上がって、自分の人生設計、生涯設計そのものが狂ってしまったと。そして、利用可能な一団の土地だけされて、我々は最初反対したと。じゃ、どうしてもつくるぎんた、施設は建つわ、自分のところはそこに住まんばいかんわ、そしたら、今後ずっと浸水被害のリスクを

負いながらそこに住み続けんといかんというような状況に自分たちは追い込まれると。そして、自分たちの犠牲の上にこの施設が強引につくられるような感じに受け止められると。だから、そうであれば、もう自分たちは出ていくから買取りをやってくれと、そういうことだったそうですけれども、こういう声にも真摯に目を向け、町として対応すべきじゃないかというふうに考えますがという質問です。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

個人的な御意見は聞いています。私が言っているのは、個人的な意見をこういう議会の場で公表をして、そこで答弁を迫るようなことはあってはならないかというふうに言っているんですよ。あんまりいい気持ちをされなと思いますよ。どうするか分からない、中身はまだまだ我々もいろいろ聞いていますのでね。今は真摯に受け止めて、問題解決、不安払拭に努めますということを言っていますので、今ここで取り立ててその方の御意見をこういうところで言うのはどうかなということ、それを言っているんですよ。公の場で言ったから公の話じゃないですよ。個人の意見をこういうところで取り上げるのはいかがなものかなというふうに言っておりますので、それに絡めた所見と言われても答弁のしようがありませんというふうに言っています。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

こういう声も上がっているけれども、こういうことに対して町の対応、方針はどうかと。どういう方向でもって検討していくのかということをお尋ねしているんです。具体的にどうこうということじゃなく、それも含めて今後検討するなら検討するでもいいですし、いや、そんなことは考えていないと言え、そういう町長の考えなら、それはそれで結構かと思うんですけど、それをお聞きしているんですよ。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほど最後のほうに言いましたよね。地区から町に提出された意見書につきましては、こ

れから基本計画を策定する上で協議させていただき、丁寧に説明をしながら、不安払拭、課題解決に向けて力を尽くしたいと考えていますと。これは意見書に対してです。だから、個々に対しては真摯に受け止めておりますということです。ただ、ここでどうする、こうするは言えません。個人の要望に対して、議会の場で答弁をすることはできませんというふうに言っています。

○議長（諸石重信君）

三谷議員。

○7番（三谷英史君）

分かりました。以上で終わります。

○議長（諸石重信君）

続きまして、5番山下議員。

○5番（山下淳也君）

おはようございます。5番山下です。議長より登壇の許可をいただきましたので、これより一般質問に移らせていただきたいと思います。

少子高齢化、また、人口減少が続く本町におきまして、地域おこし協力隊を積極的に活用してはということで、今回質問させていただきます。

その前に少し地域おこし協力隊について説明させていただきたいと思います。

地域おこし協力隊とは、都市部から地方へと住民票を移動し、地場産品の開発、販売、PRなどの地域おこし支援や農林水産業への従事、住民支援など、地域協力活動を行いながら、その地域への移住・定住を図る総務省の取組です。令和5年度では7,200人の団員が全国で活動しております。

総務省は、この隊員を令和8年までに1万人とする目標を掲げております。これまでの統計では、任期終了後に同地域へ移住された方の割合はおよそ65%、また、定住された方のうち、42%が起業し、51%の方が就業、就農、事業継承などをされております。

地方の一自治体としては、地域おこし協力隊の活用は様々な利点が考えられます。1つ、農業等の担い手不足、事業継承者不足の課題や、その地域課題の解決につながること。2つ目に、地域おこし協力隊の経済活動や納税による経済的メリット。3つ目に、大町町への移住・定住が促進されること。4つ目に、大町での起業が促進されること。そして、さらに特筆すべき点として、地域おこし協力隊の取組の自治体には特別交付税が国から行われ、財源

措置が行われます。これらの観点と状況を踏まえ、地域おこし協力隊の制度をさらに積極的に活用し、大町町の農業政策、産業政策、移住・定住施策等を加速させるべきと思い、以下の質問をさせていただきます。

1つ目に、地域おこし協力隊のこれまでの採用実績とその活動内容について質問いたします。

2つ目に、現在の募集状況について質問させていただきます。

3つ目に、今後の地域おこし協力隊の活用と募集についてどのようにお考えか、質問させていただきます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

山下議員の御質問にお答えいたします。

まず、本町での地域おこし協力隊の今までの採用実績についてでございますが、町ではこれまで9名を受け入れており、具体的には、空き家活用として、D I Yで空き家を活用したリノベーション、子育て支援として、育児サークルや乳幼児を持つ保護者の交流事業の企画運営、防災・減災等支援として、被災者に対する復旧支援や防災・減災、災害支援のN P OやN G Oとの連携、そして同じく、防災・減災等支援として、ペット避難対策を中心に、防災・減災、被災地支援などがあり、現在は子育て支援やペット防災関係を含む防災・災害等支援に加え、町づくり支援として、スポーツを通じた町づくり、地域特産品等支援として、議員の皆様にも9月議会最終日に試食をしていただきましたが、たろめんの伝承とP R活動でこの制度を活用しております。

続いて、現在の募集状況ですが、3月で任期満了となった防災・減災等の地域おこし協力隊について継続して募集を行いましたが、応募があっていない状況です。

また、今後の地域おこし協力隊の活用と募集についての御質問ですが、この地域おこし協力隊制度は、人口減少や高齢化の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域おこし協力隊として委嘱し、町や地域の課題解決などに従事していただきながら、最終的には、当該地域への定住・定着を図っていくことを目的としております。

今年5月24日になりますが、県知事と県内20市町の首長で行われておりますGM21ミー

ディングの中で、市町からの意見交換テーマとして、「地域おこし協力隊の活用について」ということで、県内でも先進的に活用している本町での事例を紹介しながら、県内でのさらなる活用推進について提起をしてきたところです。

現在、県では副知事をトップとし、全市町の副市町長で組織する、地域おこし協力隊導入推進プロジェクト実行委員会が立ち上げられ、県全体でも制度活用に向け、検討が進められております。

地域おこし協力隊の活用については、本町にとって財源的にも非常に魅力的な制度となっており、地域の課題解決型だけでなく、地域活性化のための提案型も視野に入れ、今後も積極的に取り組むこととしております。

具体的な活用については個々の事業によって異なってきますので、現在、各課のほうで検討を進めているところです。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

県をはじめ本町も今後、活用を積極的に行われるということで安心しておりますけれども、より具体的に、今、中山間地等を利用してワインプロジェクト等を進められております。しかしながら、そのまま関わっておられる人は1名であります。今後、商品化していく、また、ワインを製造していくという中でも、人手が必要ではないかと思います。その辺をちょっと限定してといいますか、具体的な例で、また、地域おこし協力隊を募集するような考えはございますでしょうか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

今、山下議員が御指摘の部分を含めて、各課のほうで検討を進めているところです。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

各課いろいろ課題があると思います。なかなか住民では対応できないような課題もござい

ます。また、職員の皆さんも限られておりますので、今後、この地域おこし協力隊を活用しての町の課題解決、また、今後のPR等の町の発信等を頑張っていたきたいと思います。

そこで、県内では大町町は数多くの利用があると思いますけれども、全国的に見れば、地域おこし協力隊を50人とか70人とか使っているような自治体もございます。そのようなところもございますので、今後、より多く採用していくという考え方、また、組織みたいなものがつくられているところもあるとお聞きしておりますけれども、その辺の考えが何かございますでしょうか。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

全国各地で地域おこし協力隊制度を導入され、いろんな好事例がございますので、そこを参考にしながら、次年度に向けて今検討を進めさせていただいているところです。（発言する者あり）

私のほうが理解できなくて、もう一度すみません、山下議員、御質問をお願いしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

もう少し詳しく言いますと、地域おこし協力隊で会社みたいな組織をつくられて、一括で管轄というか、統制しながら、いろんな課題に向けて派遣するような形のところがあると聞いております。

また、商工会ですとか、各種ボランティア団体等に所属されて活動されているということも聞いておりますので、その辺の組織という形でお答えをお願いします。

○議長（諸石重信君）

企画政策課長。

○企画政策課長（藤瀬善徳君）

お答えいたします。

今、地域おこし協力隊、その内容によって、そういう団体がいいのか、あくまでも個人が

いいのか、いろんなパターンがございますので、そこを含めて検討しているところでございます。

○議長（諸石重信君）

山下議員。

○5番（山下淳也君）

分かりました。

町の中でもいろんな課題が結構山積しております。それに対応して、よりよい地域おこし協力隊の方を募集していただき、活用していただく方法を促進していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（諸石重信君）

ここで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（諸石重信君）

議会を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。3番北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

3番北沢聡です。議長より登壇の許可をいただきましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

質問内容は、町内の道路陥没事故に伴う道路の安全性について質問をいたします。

現在、水道管などを原因とする道路陥没事故は全国で3,000件も発生しております。また、それ以外を原因とするものも含めれば、年間で9,000件も発生しております。町内でも道路陥没事故が発生し、人的被害などは発生しませんでした。今後、同様な事故が発生する可能性は否定できません。原因の究明などももちろんですが、町内道路の安全性の確認はどうなっているのでしょうか。町内の町道の空洞などの路面下空洞調査業務などは現在行われているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（吉村秀彦君）

北沢議員の御質問にお答えします。

大町町内において、令和5年1月に町道城山線老人福祉センターひじり前で令和6年3月に町道城山線大町町公民館北側で道路が陥没する事例が2件発生をしております。これらの道路陥没箇所において調査しましたところ、土砂の流出等は見受けられませんでした。また、特定鉱害復旧事業を担当する佐賀県農業公社に問い合わせたところ、地下には炭鉱時代の坑道等がないことも確認しました。いずれにしても、原因を特定することができませんでした。

町では、道路管理者として道路パトロールにおいて道路の破損、変状箇所などがないか点検を行っており、郵便局との地域における協力に関する協定で、異常の早期発見など、道路の維持管理に努めているところでございます。また、地域住民から通報などにより、ポットホルの補修や、交通に支障を来すような樹木、竹などの伐採を行っているところです。

御質問にありました道路下の空洞調査については、現在のところ実施をしておりますが、今後検討をしていきたいと考えております。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

ありがとうございます。今のところは実施をされていないということですが、いろいろネット等で調べてはみたんですけども、地中を、中の下の方ですね、結局、地中化になりますので、レーダー等、車で機械をつないで走るとか、あとハンディータイプとか、いろいろあるようでございます。その辺、今後、検討の課題にされていくお考えはあるでしょうか、お伺いします。

○議長（諸石重信君）

農林建設課長。

○農林建設課長（吉村秀彦君）

御質問にお答えします。

道路下の空洞の調査方法ということだと思います。よく使われている方法として、3次元計測活用技術により道路空洞調査を行うというものがあります。

具体的には、路面下空洞探査車などを使用して行います。1次調査として、車載用の地中レーダー探査車で道路を走行し、空洞の可能性がある箇所を抽出いたします。2次調査として、抽出した箇所に測定器を道路面に当てて、空洞の可能性がある詳細な位置と広がりを持

握します。次に、実際に舗装を削孔、穴をほがしてスコープカメラを挿入して、空洞の有無、空洞がある場合にはその空洞の厚さを把握し、データを取りまとめるものになります。

以上のような工程で調査を行うということができると聞いております。

○議長（諸石重信君）

北沢議員。

○3番（北沢 聡君）

大体分かりました。

町内で2件も陥没事故が起きたということでございます。これはやはり町民の方が町内を安心して歩けるというためには何らかの調査をしていただくというのが必要ではないかと思っております。ただ、費用面がかなりかかるとも伺っておりますので、方法等も含めまして、早急に検討していただいて、実施の方向で考えていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（諸石重信君）

2番三根議員。

○2番（三根和之君）

皆さんおはようございます。2番三根和之でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は1問で、大町ひじり学園武道場における施設整備についてという議題で質問をさせていただきます。

この武道場は平成25年に建設され、学校の必修科目の授業をはじめ、社会教育の活動の場として、または災害時の避難所として幅広く利用されております。

今回、武道場を利用されている方から、武道場は南側の窓しか開閉できなくて、まして窓が小さく、風通しが悪くなっている状況であるということで聞き及んでおります。また、今年のような異常気象の場合の夏場の昼、夜間の練習時は気温が上昇し、厳しい状況であるということからして、この武道場に空調設備の整備をお願いしたいという強い要望がありました。このため、武道場の施設整備について、4点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、これまでスポットクーラーや扇風機を利用して練習に励んでおられましたが、電圧が低くて、利用しているときに電気が消えたという状況となっておるということからして、この対策はどのようにされましたかを質問させていただきます。

2点目は、武道場の2階にある見学者通路には、避難用具が、約125個の段ボールが積まれています。これは大会を開催するに当たって支障を来しているということからして、学校周辺に備蓄倉庫を設置し、保管できないかという質問をさせていただきます。

3点目は、武道場の南側カーテンがありますが、高所のためそのカーテン、それから窓が開閉できないということを聞き及んでおりますので、この対策をお聞きます。

4点目は、財源のお話で質問をさせていただきます。令和6年10月に総務省より、自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きが発表をされております。例として、宮崎県新富町、この町は人口が1万6,000人で、指定避難所として中学校体育館をされております。この体育館に空調設備を1,300万円で整備され、この財源として緊防債を全額充当されております。町の事業として負担する負担額はゼロで実施がされたということで資料も出ております。そして、緊防債は平成7年度までと聞き及んでおりますので、この財源を利用して施設整備できないでしょうかということで質問をします。

参考までに、某新聞社では、今回の国の補正予算に体育館の空調設備の整備費を計上されておるという記事も載っております。また、文部科学省は、能登半島地震での経験を踏まえ、災害時に避難所として活用される体育館、武道場に空調設備を早急にすべきこととして、2033年までの10年間を対象期間として断熱化と空調設備を進めるとして、仮称でしょうけど、空調設備整備臨時特例交付金を新たに新設するという報道がされております。これらを参考としていただいて、答弁の方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（諸石重信君）

三根議員、失礼ですが、緊防債、平成7年とおっしゃられましたけど、令和7年ではないでしょうか。

○2番（三根和之君）

申し訳ございません。令和7年度であります。

○議長（諸石重信君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（井手勝也君）

三根議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の武道場でスポットクーラーを利用されたが、電圧が低く、電気が消灯する状況となっておるということで、どのような対策をとということですが、武道場の電流は20ア

ンペアで、電圧は100ボルトとなっております。ブレーカーは、武道場内や廊下、照明などそれぞれ経路が分かれております。経路ごとに20アンペアまで使うことができます。議員御指摘の点は、使用された際に、1経路で20アンペアを超えるような使用をされたためと考えられます。

武道場の競技場内は2つの経路となっております。現在、武道場にあるスポットクーラーと扇風機、およそ8.8アンペアと1.1アンペアのものがありますので、それぞれの経路で2台ずつは使用できます。つまり、道場内で合計4台ずつは使えます。また、廊下のほうの経路をコードリール等で利用すれば2台ずつ使えます。

整理して申し上げますと、通常使用であれば、武道場競技場内のコンセントでスポットクーラー4台と扇風機4台、廊下のコンセントを使ってスポットクーラー2台と扇風機2台使用できます。つまり、合計でスポットクーラーと扇風機それぞれ6台ずつの利用が可能となります。武道場を使用する団体には、20アンペアを超えないように注意して御使用いただくよう説明をいたしておりますので、現在は問題なく御利用されております。

また、3番目の武道場内の南側にカーテンがございますが、高所のため開閉ができないということですが、こちらにつきましては、確かに高所に設置されていることは承知をしております。開け閉めに苦慮されているということですので、どのような対応ができるか検討したいと考えております。

○議長（諸石重信君）

総務課長。

○総務課長（井原正博君）

私のほうから、2点目と4点目についてお答えさせていただきます。

まず、2点目に御指摘ありました、武道場の2階にある見学通路、そちらに避難道具が占用しているということですが、現在、武道場の2階見学通路には段ボールベッド等の避難道具を保管しているため、およそ半分のスペースを占用している状況というのは承知をしております。これは、武道場を避難所として使用する場合に、即時に対応できるようにと同一施設内に避難道具を保管しているもので、学校施設の機能を一部阻害していることは事実ですので、他の町施設への移動など検討して、整理していきたいと思っております。

次に、4番目の地方債の活用等を言われましたことについてですが、議員が言われている自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債活用の手引きの中で、

町の負担がなく推進できるようになっているとの情報につきまして、設備設置に係る事業費全額を町で借入れするということは、全額町の負担となります。交付税での歳入もありますが、全額が交付されないために、残りは町が負担することとなります。議員がおっしゃられるような、町負担がなく実施できる起債事業はないと認識をしております。

町の財政上、安易に起債のみの事業に頼らず、まずは該当する補助事業の活用などの検討が必要ではないかと考えます。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

お答えありがとうございます。

まず、基本的に今年の夏は猛暑で、熱中症になっていると。特にあそこで利用されている団体といいますのは、武道場ですから柔道部、剣道部、そういう団体なんですけど、やはり防具をつけたり、柔道着を着たりということで、練習中にもかなり熱中症で倒れたりというような状況もあるそうです。先ほど1つ目のお答えの中で、やはり今までのスポットクーラーや扇風機ということでは足りないというのが皆さんの意見ということからして、実はこの団体の御父兄さんから要望書が町のほうに出されていると思います。それで、結局、空調設備をお願いしたいというのが今回の趣旨なんですよね。

そういうことを含めて、電気の回路については確かに分かりました。でも、実際、既にショートをしたというのが現実であったということからしても、やっぱり厳しい環境であるということであろうかなということですので、それを前提としてお話をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいということ。

2番目については、総務課長のほうから、それぞれの施設に移動するということですので、大会があるときには、見学者があそこに座って子供たちを見るというような状況、環境整備ができるのかなと思っております。

新たに備蓄倉庫というのはどうなのかなということ、周辺に学校敷地内の備蓄倉庫の建設というのはどう考えられるのかなということで再度質問をさせていただきます。

4番目の総務課長の答弁の中に、町の負担がないと、確かにです。事業費ベースではいいんですが、これは元利償還の70%が交付税算入されますので、3割は町の負担が発生するか

など。ただ、事業費ベースということでお話をさせていただきましたので、そのときの事業費ベースが大町の空調設備についてはどういうふうにされるかということは、内容が今後の検討事項でもあろうかと思いますが、それによって金額も制定をされるということになっております。

ただ、参考ということで私も説明しましたが、文部科学省からの補助金もあるという情報も入りましたので、そういうところを含めて、やっぱり教育施設の充実ということで補助金を活用し、裏を緊防債でやっていただくというような事業展開も予測されるんじゃないかなということで、財源もいいかなと。

実は、私もこの質問をするに当たって地域防災計画ということを参考にさせていただきました。その中の施設の機能強化、これが防災計画の49ページにありますが、避難所の機能を強化するため、次の対策を行わなければいけないということで、この中にも非常用電源並びに空調というような明記もあります。そういう施設整備は実施をしてくださいと。このひじり学園の武道場も緊急避難所という形で、武道場は7番目やったですかね、7番目に収容人員としては400名ということで記載もされておまして、具体的に言えば、令和3年8月にここの武道場で避難をされた人員が68名おられます。これは実績の中でありますので、もし災害がある場合については、この方たちが空調もないということで過ごして、避難をしなければいけないというような状態も予想がつくわけですね。

そういうことからして、先ほど質問のほうで言いましたように、国も具体的に代表質問の中でも、首相も能登半島の視察をされた結果で、そういう事態を解消しようということで補助金をつくったということが言われておりましたので、大町町もいち早く整備をしていただいて、つくっていただければということで思います。ここはひとつ教育長に——教育長は学校の校長の経験もありますので、学校環境衛生管理マニュアルということであるんですが、武道場は、採光にしろ、温度にしろ、そういうふうな部分での管理、運営上の考え方というのが何かあるかなということで、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

三根議員の御質問にお答えいたします。

学校の施設の管理についてという御質問かなと受け止めました。学校の施設の管理点検は、

学校が月に1回、安全点検の日を設けて、全職員で割当てをして各施設等を回って、安全に使用できるのか、壊れて破損している部分はないのか等々を調べております。それを受けて、教育委員会に報告が上がったものを教育委員会で対処しているということでございます。武道場も同じです。

以上です。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

教育長ありがとうございます。ちょっと質問を言っていなかったんですが、そういうことでお答えいただきまして、ありがとうございます。

実は、教育長に父兄のほうから要望書を出されているということで思います。この中にも、快適な環境という形で、要望書の提出の中でも教育長のほうに説明がされたと思いますので、その快適な環境をつくるための空調設備ということを含めて質問させていただいておりますので、要望書の取扱いについての教育長の所感をお聞きしていきたいと思います。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

その要望書については私宛てに、町長宛てに来ましたので、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思います。

御存じのようですけれども、先日11月26日に、柔道、剣道で武道場を利用している子供たちの保護者さんから提出がされております。先ほども申し上げましたけれども、議会の場で個別には申し上げませんが、町としては、先ほど三根議員が言われました自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債の活用ということについては、この武道場が平成25年にできているということで、老朽化という理由にはならないかなと思いますし、そして、避難所として武道場を利用するということについても、今、大町町は何回か災害を受けて、避難所に利用したところでもありますけれども、非常時については、必要があれば中学校体育館を一時的に避難所として利用することもできますので、防災対策としても少し無理があるのかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、課長が申し上げたとおり、交付税算入というのはありますので。ただ、

これも全額借入れということで、慎重に考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

さらに、今、スポーツセンターを含めた複合施設、あるいは町営住宅の再建という大型事業が迫っておりますので、そしてまた、中学部の体育館への空調設備も終えたばかりということで、簡単ではないなというふうには思っております。ただ、まずは子供たちの利用状況や学校の授業での使用状況、それから、社会体育での利用頻度、そして、設置費や設置後の維持管理費などを総合的に勘案して、その後、財源の確保、財政計画を含めて調査、研究をさせていただいて、子供たちの健康保持も含め、優先的な対策が必要だと判断した場合は教育委員会のほうに協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

町長からの要望書の答弁ありがとうございます。

先ほども言われたように、優先的、財源的な計画を含めてということですが、实际的に練習は週に4日、今の生徒の数でいけば、柔道、剣道を含めて21名だそうです。それに親が来まして、それぞれ倍にはならんにしても、30名程度が常日頃、週に4回程度練習もされているということで、それは財政計画もありますので、基本的にされることですが、来年の夏、また熱中症になる方もおられるような状況を含めて、この対策は事前に幾らかをしていただいて、そして、計画的な運営ということを含めてやっていただきたいと思うわけですね。そうせんと、倒れて死亡したといえは大変です。そういうことを含めて、まずはそれを対応して、何年後にこういうふうな計画をしたいということ。

あわせて、町長の答弁の中にあったのが、今後の複合施設の中での避難所対応も見え隠れするのかなということであれば、地域防災計画の避難所の見直しも必要ではないかなということになるわけですね。ただ、これがまだずっとあるので、それを除くのかというところが不鮮明ですので、御答弁をお願いしたいんですが、誰にしましょうかね、総務課長ですか、町長ですか。

○議長（諸石重信君）

水川町長。

○町長（水川一哉君）

防災計画の見直しということを言われているということでしょうか。違いますか。（発言する者あり）よろしいですか、もう一回よろしくお願いします。

○議長（諸石重信君）

明確にお願いいたします。三根議員。

○２番（三根和之君）

確かに地域防災計画の見直しは言っていないんですが、答弁の中に、今後も中学校体育館を利用するという答弁が町長の答弁の中にありましたので、それで、武道場はやめるのかなと、そして、複合施設を避難所にするのかなと、そういうふうないろんな考え方が出てきますから、地域防災計画の見直しも必要ですかという質問をさせてもらったんですよ。ということでもいいですか。

○議長（諸石重信君）

よかですかね。水川町長。

○町長（水川一哉君）

先ほど私が申し上げたのは、自治体施設・インフラの老朽化対策・防災対策のための地方債の活用についてということをお提案されましたので、武道場は避難所ですけれども、エアコン等、空調施設の必要があれば、中学校体育館を一時的に避難所として利用することもできますということを言いました。だから、武道場を避難所から外すとか除外する、そういう話はしておりません。必要があれば、これは今現在も暑いときは中学校のほうの体育館がエアコンがついていますので、一時的にそちらのほうを活用したりもしていますから、そのような対応もできますので、防災対策を根拠に武道場の空調設備というのは少し厳しいのかなというようなことを言ったつもりであります。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○２番（三根和之君）

分かりました。こういった団体的な要望でお話をさせていただいて、強い要望ということでしたので、やっぱり使用している方の状況は厳しいのかなということを含めてありますから、空調設備をお願いしますというような質問でしたので、どういうふうな取扱いをされるかあれですけど、強く要望を再度していきたいということで思っております。

補助金の話でちょっと議論をさせていただければ、新しい補助金という形で最初、冒頭お

話をしましたが、この中に、事業展開としては断熱化というものもここはあるそうです。厚いのを少しすると。教育長は文部科学省の所管ですので、そこら辺の補助金の動向についてはいち早く取り入れながら、やっぱり担当課としての考え方で執行機関の協議をぜひとも教育長にお願いしたいんですが、どうでしょうか、担当所管として。

○議長（諸石重信君）

尾崎教育長。

○教育長（尾崎達也君）

今、三根議員から御指摘いただきましたことについては、私自身、さらに鋭意努力をしていくつもりです。ありがとうございます。

○議長（諸石重信君）

三根議員。

○2番（三根和之君）

教育長から熱い御答弁がありましたので、これをもって私の一般質問を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（諸石重信君）

以上で本日の日程は終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて延会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございました。

午前11時27分 延会